

新型コロナウイルス感染症に係る 緊急事態措置の内容

令和2年4月24日

**青森県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
(新型インフルエンザ等対策本部)**

緊急事態措置の内容

【区 域】 青森県全域

【期 間】 4月17日（金）から5月6日（水）まで

	要請等の内容	根拠法令
1	不要不急の外出を自粛するよう要請 （医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のための行動は、不要不急の外出に該当しない。）	新型インフルエンザ 対策特別措置法 第45条第1項
2	大型連休期間中における都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう要請	〃
3	不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動は極力控え、特に感染がまん延する特定警戒 都道府県との往来について自粛するよう協力を要請	〃 第24条第9項
4	在宅勤務、時差出勤や自転車通勤等、人との交わりを低減する工夫をするよう協力を要請	〃
5	繁華街の接待を伴う飲食店等への外出について自粛するよう協力を要請	〃
6	イベント・会議・スポーツ、夜間の会食等も含め、あらゆる場面において、密閉・密集・近距離での 会話といった、3つの「密」を避けることの徹底について協力を要請。 さらに、3つの「密」が重ならない場合でも、感染リスクを低減するため、できるだけ「ゼロ密」を 目指すよう協力を要請	〃
7	感染が疑われる症状が出た場合には、医療機関を受診する前に、まずは保健所に設置している 「帰国者・接触者相談センター」に事前に連絡をすることについて協力を要請	〃
8	手洗い、咳エチケットの徹底、風邪のような症状がある場合には、会社等を休むなど、拡散防止に つながる行動について協力を要請	〃
9	罰則を伴う外出禁止や交通の遮断等を行うものではなく、食料・医薬品や生活必需品に係る買い物 などは今までどおり行うなど、冷静な行動をとることについて協力を要請	〃

【参考】県民の行動変容に係る要請等について

	経緯等	要請内容等（重複を除く）
2月28日	第2回本部会議 （学校休業要請）	小・中・高等学校及び特別支援学校の全国一斉臨時休業要請、3/3まで県立学校を休校措置
3月18日	第4回本部会議 （緊急対応策第2弾）	感染拡大防止策と医療提供体制の整備、臨時休業に伴って生じる課題への対応、事業活動縮小や雇用への対応のため、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」に基づく国庫補助事業費について所要の予算措置と県単独事業による県内中小企業の資金繰り支援等を実施、今定例会に補正予算を追加提案
3月23日	記者会見 （1、2例目）	① 正しい情報、感染防止対策のわかりやすい周知、不安解消に努めるので冷静な行動 ② 手洗い咳エチケットの徹底、拡散拡大防止に繋がる行動 ③ 海外の流行地への渡航者で感染疑いがある場合は「帰国者・接触者相談センター」に事前連絡
3月25日	第6回本部会議 （3～6例目）	① 「換気の悪い密閉空間」、「人が密集している」「近距離での会話や発声が行われる」といった3つの条件が同時に重なる場所は避け、手洗い咳エチケットの徹底、風邪のような症状がある場合は会社を休むなど拡散拡大防止に繋がる行動 ② 高齢者、基礎疾患を持つ人は人込みの多いところを避ける ③ 流行地からの帰国者は、帰国後2週間は不要不急の外出自粛、毎日検温するなど健康観察をし、症状が出た場合には「センター」に事前連絡
3月26日	第7回本部会議 （イベント自粛延期・学校再開）	デマや不確実な情報に惑わされず、また、患者等に対する誤解や偏見に基づく差別等が生じないよう、冷静な行動
3月29日	第1回本部会議 （特措法改正・7例目）	① 人事異動をはじめ、進学、就職等で人の往来の増える時期、首都圏等の感染拡大地域を訪れた方、移動して来た方は体調変化に留意
4月8日	第3回本部会議 （7都府県緊急事態宣言）	① 緊急事態措置の実施区域から来た方は2週間は不要不急の外出自粛、毎日検温など健康観察 ② 海外からの帰国者は、検疫時PCR検査の結果が陰性の方も含め、入国から14日間は自宅等での待機 ③ 緊急事態措置の実施区域へ不要不急な移動自粛を、それ以外の区域へも感染者発状況等を踏まえ慎重な判断 ④ イベント、会議、スポーツ、会食等も含めあらゆる場面で三密を避ける
4月17日	第6回本部会議 （緊急事態宣言対象拡大）	特措法に基づく緊急事態措置の実施